

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号二、第三十四条第二項及び第三項第一号ロ、第三十八条の二第一項及び第二項並びに第七十六條の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
第四条の四 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。 「一 略」 ニ 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものの無線局による無線通信 「2・3 略」 （法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項） 第二十五条の七 法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 「一 略」 四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）づことの次に掲げる事項 「イ 略」		第四条の四 「同上」 「一 同上」 ニ 無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信 「2・3 同上」 （法第三十八条の二第二項で定める事項） 第二十五条の七 「同上」 「一 略 同上」 四 「同上」 「イ 略 同上」	
「一 略」	ニ 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電	「一 同上」	ニ 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するBWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。
「一 略」	「一 略」	「一 略 同上」	「一 略 同上」

電気通信設備をいう。) 向けに提供するものを除く。)	
----------------------------	--

〔五 略〕
(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない即電気通信役務の範囲)
第二十五条の七の五 法第三十八条の二第二項の総務省令で定める即電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務(当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。)以外のものとする。

〔一 略〕
一 携帯電話(様式第四に規定する三・九―四世代移动通信システムを使用するもの又は第五世代移动通信システムを使用するものに限る。)(又は全国BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号に規定する無線通信を使用する無線局との間で同条第四十九条の六の九第一項第一号く)に規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものを使用するものに限る。)

〔三 略〕
様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声 伝送 役務 に係 る費 用	契約数 連動費 用	トラヒッ ク連動費 用	接 続 料 対 象 外 費用	接 続 料 原 価	
					音声伝送交換 機能	SMS伝送交 換機能
営業費						
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除 却費						
通信設備使 用料						

向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。)	
----------------------------	--

〔五 同上〕
(電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない即電気通信役務の範囲)
第二十五条の七の五 〔同上〕

〔一 同上〕
一 携帯電話(様式第四に規定する三・九―四世代移动通信システムを使用するもの又は第五世代移动通信システムを使用するものに限る。)(又は全国BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国BWAアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)

〔三 同上〕
様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声 伝送 役務 に係 る費 用	契約数 連動費 用	トラヒッ ク連動費 用	接 続 料 対 象 外 費用	接 続 料 原 価		
					音声伝 送交換 機能	MNP 転送機 能	SMS 伝送交 換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費							
研究費償却							
減価償却費							
固定資産除 却費							
通信設備使 用料							

租税公課						
合計						

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項イに掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同表 1 の項ハに掲げる機能をいう。

[2 略]

[削る]

3 [略]

4 [略]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

[表略]

[注 1 ～ 3 略]

[削る]

4 ～ 10 [略]

[2 の 2 ・ 2 の 3 略]

[削る]

租税公課						
合計						

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項イに掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同表 1 の項ハに掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同表 1 の項ニに掲げる機能をいう。

[2 同左]

3 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3(機能別接続料原価算入営業費明細表)を併せて提出すること。

4 [同左]

5 [同左]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

[表同左]

[注 1 ～ 3 同左]

4 「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3(機能別接続料原価算入営業費明細表)を併せて提出すること。

5 ～ 11 [同左]

[2 の 2 ・ 2 の 3 同左]

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交換機能に算入する営業費の額	データ伝送交換機能に算入する営業費の額	MNP 転送機能に算入する営業費の額	SMS 伝送交換機能に算入する営業費の額
営業費				
電気通信の啓発活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表 1 の項ロに掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同表 1 の項ハに掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同表 1 の項ニに掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第 2 項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該

3 原価の合算

[表略]

[注1・2 略]

3 「接続料原価」の欄には、1（音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、2及び2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

[4 略]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

[1～1の3 略]

[削る]

2 SMS伝送交換機能に係る需要

[表略]

注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

様式第17の4の5（第23条の9の3関係）

[1～1の3 略]

[削る]

接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）及び2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。

4 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

4 原価の合算

[表同左]

[注1・2 同左]

3 「接続料原価」の欄には、1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、2及び2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

[4 同左]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

[1～1の3 同左]

2 MNP転送機能に係る需要

項目	数値（単位：秒）	備考
転送呼の通信時間		

注 「MNP転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

3 SMS伝送交換機能に係る需要

[表同左]

注 「SMS伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ニに掲げる機能をいう。

様式第17の4の5（第23条の9の3関係）

[1～1の3 同左]

2 MNP転送機能の接続料

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		

2 SMS 伝送交換機能の接続料

[表略]

注1 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

[2～6 略]

3 [略]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

1 音声伝送役務

(単位：円)

	音声伝送交換機能			SMS 伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産												

利潤（単位：円）		
需要（単位：秒）		
(原価＋利潤)÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注1 「MNP 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ハに掲げる機能をいう。

2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。

3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤)÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

4 「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が1度使用される場合は「1」と記載すること。

5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

6 注2から注5までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

3 [同左]

[表同左]

注1 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項三に掲げる機能をいう。

[2～6 同左]

4 [同左]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

1 音声伝送役務

(単位：円)

	音声伝送交換機能			MNP 転送機能			SMS 伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産															

[2・3 略]

[2 略]

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

機能別運転資本計算表(レートベースの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	SMS伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）			
接続料原価			
一) 減価償却費			
一) 固定資産除却費			
一) 租税公課			
小計			
接続料の収納までの平均的な期間			
運転資本（期間額）			

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ハに掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

[3 略]

[削る]

4 「SMS伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「SMS伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 [略]

様式第20（第26条関係）

能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。

[2・3 同左]

[2 同左]

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

機能別運転資本計算表(レートベースの運転資本の算定)

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	MNP転送機能に係る運転資本の額	SMS伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）				
接続料原価				
一) 減価償却費				
一) 固定資産除却費				
一) 租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本（期間額）				

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

[3 同左]

4 「MNP転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「MNP転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 「SMS伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「SMS伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

6 [同左]

様式第20（第26条関係）

[略]

[表略]

注1 「電気通信役務の種類」には、電気通信事業法施行規則第27条第1号イ、ロ若しくはハ又は第2号に掲げる事項を記載すること。

[2 略]

[同左]

[表同左]

注1 「電気通信役務の種類」には、電気通信事業法施行規則第27条第1項の号の細分の別を記載すること。

[2 同左]

備考 略中の [] の記載は任意である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(卸電気通信役務の提供に関する報告) 第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 「一、十四 略」 「2、7 略」 備考 表中の「 」の記載は注記である。	(卸電気通信役務の提供に関する報告) 第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の九により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。 「一、十四 同上」 「2、7 同上」

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改正後			改正前		
第四条 法定機能は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。			第四条 「同上」		
区分	機能の区分	内容	区分	機能の区分	内容
一 次項に掲げる場合以外の場合	ハ ショートメッセージ交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能	一 「同上」	ハ 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
	ニ ショートメッセージ交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能		ニ ショートメッセージ交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能
「二 同上」			「二 同上」		
「2 略」			「2 同上」		
第十四条 削除			第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。 (ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)		
第十五条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき算定するものとする。			第十五条 第四条第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき算定するものとする。		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。					

附 則

この省令は、公布の日から施行する。